

## IV. 事業の結果

### 1. 管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム策定の背景と基本方針

#### 1) 激変する社会への対応

現在、食生活の多様化に伴い、栄養素等の不足から過剰までさまざまな問題が生じ、生活習慣病の増加、社会生活を営むために必要な機能の低下等、健康課題はより複雑化、深刻化している。家庭における共食機会の減少、日本の伝統的食文化継承の危機、食の安全への不安、食物供給の過度の海外依存等、栄養・食生活をめぐる課題も多様化している。団塊世代が後期高齢者に入る 2025 年に向け、その対策として、国は地域包括ケアシステムの構築を進めている。一方で、少子化に歯止めがかからず、未曾有の人口減少に進む中で、すべての国民がより長く元気に活躍できるような全世代型社会保障の構築に向けての取り組みも始まっている。こうした激変する社会情勢の中、管理栄養士・栄養士に求められる役割も、高度化、複雑化、多様化してきている。

各養成施設における管理栄養士・栄養士教育においては、これらの社会の変化に対応し、管理栄養士・栄養士として必要な資質・能力を備えた質の高い人材を養成するために、教育課程の内容の充実を図ることが社会的に求められている。

#### 2) 現行の管理栄養士・栄養士教育における課題とモデル・コア・カリキュラム

平成 12 (2000) 年、国民の健康問題や少子高齢化社会におけるさまざまな問題を改善できる高度な専門的知識および技能を有する管理栄養士の育成を目的とした栄養士法の改正が行われた。改正には管理栄養士の国家試験受験資格の見直しが含まれ、その影響もあり多くの栄養士養成施設が管理栄養士養成施設となった。平成 7 (1995) 年までは全国で約 30 校程度であった管理栄養士養成施設が、平成 30 (2018) 年には 150 校に届くほど数が急増した。また、毎年約 1 万人の者が管理栄養士国家試験に合格し、新たに管理栄養士名簿に登録されている。

厚生労働省では、栄養士法改正により管理栄養士の業務が明確化されたことをふまえ、法改正の趣旨に基づき管理栄養士として必要な知識および技能について評価できるよう、平成 14 (2002) 年に「管理栄養士の国家試験出題基準 (ガイドライン)」を改正・公表した。その後、平成 22 (2010) 年には、平成 14 (2002) 年以降の学術の進歩やこの間の法・制度など社会的変化に対応できるよう改正が行われ、以降、4 年毎に改正が行われている。

厚生労働省の「管理栄養士の国家試験出題基準 (ガイドライン)」は、「管理栄養士としての第一歩を踏み出し、その職務を果たすのに必要な基本的知識および技能についての的確に評価するという観点から、出題のねらいについては、国家試験で問うべき主要なものとし、そのねらいに沿って内容を精査し見直した」ものであり、「管理栄養士養成課程の教育で扱われるすべての内容を網羅するものではなく、また、これらの教育のあり方を拘束するものではない」とされている<sup>1)</sup>。

しかしながら、現行の管理栄養士養成課程では、国家試験出題基準 (ガイドライン) に縛られ、国家試験に合格させることを第一義とした教育が行われがちであった。平成 29 (2017) 年度管理栄養士専門分野別人材育成事業「教育養成領域での人材育成」の中で実施した管理栄養士・栄養士の教育カリキュラム現状分析調査結果<sup>2)</sup>からも、養成施設の教育の内容および質に関して学校間格差が見受けられた。

一方、日本栄養改善学会では、学術団体として独自に「管理栄養士養成課程におけるモデル・コア・カ

リキュラム」の検討を行ってきた。なぜなら、教育課程は本来、その専門職のコア・カリキュラムに基づいて設定されるべきもの、との考え方による。平成15(2003)年より「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」の検討を開始し、平成21(2009)年に発表した。その後、栄養・食に関わる社会制度の変化や「栄養管理(Nutrition Care)」の国際標準化などの動きを考慮した再検討を経て、平成27(2015)年に、「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム2015」<sup>3)</sup>の提案を行った。

1)厚生労働省:管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)改定検討会報告書.2015

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000075487.pdf>

(平成31(2019)年3月27日アクセス)

2)平成29年度管理栄養士専門分野別人材育成事業「教育養成領域での人材育成」管理栄養士・栄養士の

教育カリキュラム現状分析WG報告書

[http://jsnd.jp/img/H29\\_siryohen\\_wg1.pdf](http://jsnd.jp/img/H29_siryohen_wg1.pdf) (平成31(2019)年3月27日アクセス)

3)特定非営利活動法人日本栄養改善学会:「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム2015」

[http://jsnd.jp/img/model\\_core\\_2015.pdf](http://jsnd.jp/img/model_core_2015.pdf) (平成31(2019)年3月27日アクセス)

### 3) 他の医療系職種におけるモデル・コア・カリキュラムの検討

他の医療系職種、例えば、医師、歯科医師、看護師、薬剤師では、国がモデル・コア・カリキュラムの検討を行い、公表している。

医師・歯科医師においては、平成13(2001)年から、文部科学省高等教育局の下、医学および歯学教育モデル・コア・カリキュラムの検討が行われ、平成19(2007)年には、医学教育モデル・コア・カリキュラムおよび歯学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する恒久的な組織として連絡調整委員会・専門研究委員会が文部科学省高等教育局に設置され、検討が繰り返されている。直近では、平成28(2016)年3月から開始された検討結果が、平成29(2017)年3月に「平成28年度改訂版」<sup>4)</sup>として公表されている。その基本理念と背景の解説の最初に、キャッチフレーズは「多様なニーズに対応できる医師の養成」であり、それを目指して取りまとめたと記されている。また、「今後、医師以外の各職種においても、モデル・コア・カリキュラム等の策定や改訂が行われると想定されるが、チーム医療等の推進の観点から、例えば本改訂において歯学教育との間で「求められる基本的な資質・能力」において試みたように、医療人として共有すべき価値観を共通で盛り込むなど、卒前教育の段階でより整合性のとれた内容となることが重要」と示されている。

4)医学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年度改訂版)

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/28/1383961\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/06/28/1383961_01.pdf)

(平成31(2019)年3月27日アクセス)

看護師、保健師、助産師など看護系人材の看護学教育では、昭和49(1974)年より文部科学省で、大学における看護教育に関しさまざまな検討が行われてきた。最近では、平成23(2011)年に「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」報告として、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」が明示され、大学における看護学教育の質保証が進められてきた。その後、看護系大学の急増と看護学教育に対する社会的要請の高まりを受け、平成27(2015)～29(2017)年度には「大学にお

ける医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」(千葉大学に委託)として、学士課程における看護実践能力と卒業時到達目標の達成状況の検証・評価方法の開発が行われている。直近では、平成28(2016)年10月に文部科学省高等教育局に「大学における看護系人材の養成の在り方に関する検討会」が設置され、平成29(2017)年10月に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～」<sup>5)</sup>が取りまとめられ、文部科学省高等教育局医学教育課のホームページ上で公開されている。この改訂では、上述の医学分野からの提言を受け、「チーム医療等の推進の観点から、医療人として多職種と共有すべき価値観を共通で盛り込み、かつチーム医療等の場で看護系人材が独自に担わなければならないものも盛り込んだ」と記されている。

5)看護学教育モデル・コア・カリキュラム

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/078/gaiyou/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1397885\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/078/gaiyou/_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1397885_1.pdf) (平成31(2019)年3月27日アクセス)

#### 4) 管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラムの検討の基本方針

以上の経過と他職種の検討動向をふまえ、厚生労働省から、平成29(2017)年度および30(2018)年度「管理栄養士専門分野別人材育成事業(教育養成領域での人材育成)」として、日本栄養改善学会が委託を受け、管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラムの検討を行なった。

今回の検討に当たり、厚生労働省より提示された基本方針は以下の通りである。

- ① 社会状況の変化、多様化・高度化する社会や国民の多様なニーズに対応できる管理栄養士・栄養士のめざす姿を明らかにし、それをふまえる。
- ② 栄養士法の改正を伴うものではないので、現在の栄養士法の規定をふまえる。
- ③ 全国の管理栄養士・栄養士養成施設における教育カリキュラムと学位等の現状分析(大学院を含む)をふまえる。
- ④ 他の医療系職種のモデル・コア・カリキュラムを視野におく。
- ⑤ 栄養士養成(2年間)、管理栄養士養成(4年間)、大学院での高度人材養成(管理栄養士+2年間)の3タイプの栄養学教育モデル・コア・カリキュラムを検討、作成する。
- ⑥ 管理栄養士養成のためのモデル・コア・カリキュラムにおける「コア」は、管理栄養士の全教育カリキュラムから基礎教養科目を除いた、専門的な教育内容の6割程度を目安に精査する。それにより、残りの4割は各養成施設の特徴を出すための教育内容に当てることができる。
- ⑦ 栄養士養成のためのモデル・コア・カリキュラムは、原則、管理栄養士養成のためのモデル・コア・カリキュラムに包含されるものとし、管理栄養士養成のためモデル・コア・カリキュラムをふまえた内容、表現とする。

#### 5) 管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム検討の経過

以上の基本方針をふまえ、平成29(2017)年度は各種の調査を実施し、教育養成の現状を整理し、管理栄養士・栄養士のめざす姿を検討して、「管理栄養士・栄養士の期待される像」を示した。その上で、管理栄養士に求められる基本的な資質・能力の整理と、その養成のためのモデル・コア・カリキュラムの大枠を検討した。

平成 30 (2018) 年度は、平成 29 (2017) 年度の検討結果を受け、管理栄養士、栄養士、および大学院レベルの高度人材について、具体的なモデル・コア・カリキュラムの検討を行った。検討に当り、前述の基本方針に照らし、栄養士法の管理栄養士に関する規定の基礎分野を除く単位数の 6 割程度となるように項目を精選した。その際、「コア」以外となる教育内容を考え、比較対照しながら選定を行った。栄養士養成のためのモデル・コア・カリキュラムは、管理栄養士養成のためのモデル・コア・カリキュラム案を受けて、検討を進めた。